運営会議たより

６月/2024 年/NO.58

■発行:特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議（認定法人）[鎌倉市市民活動センター指定管理者]
■TEL/FAX:0467-60-4555　■E-mail:npo@chive.ocn.ne.jp　■http:// npo-kama.sakura.ne.jp/uk/

特集１：運営会議の事業方針
２：第25回通常総会の報告

「運営会議って？」

この「運営会議たより」は、特定非営利活動法人「鎌倉市市民活動センター運営会議」（以下運営会議）の会員の皆様に向けた機関紙です。ありがたいことに、今年に入って運営会議の運営に関心をお持ちいただいた結果、正会員の方が増えましたが、今月号では、新しく正会員となられた方が抱く疑問点「え？運営会議？NPO センターとは違うの？」などに、しっかりと答えていきたいと思います。同封されて届いている「パートナーズ」との違いもはっきりするのではないかと思っています。そんなことは、よくわかっているよ、という方も念のためお目通しいただければ幸いです。新しい気づきがあるかもしれません。

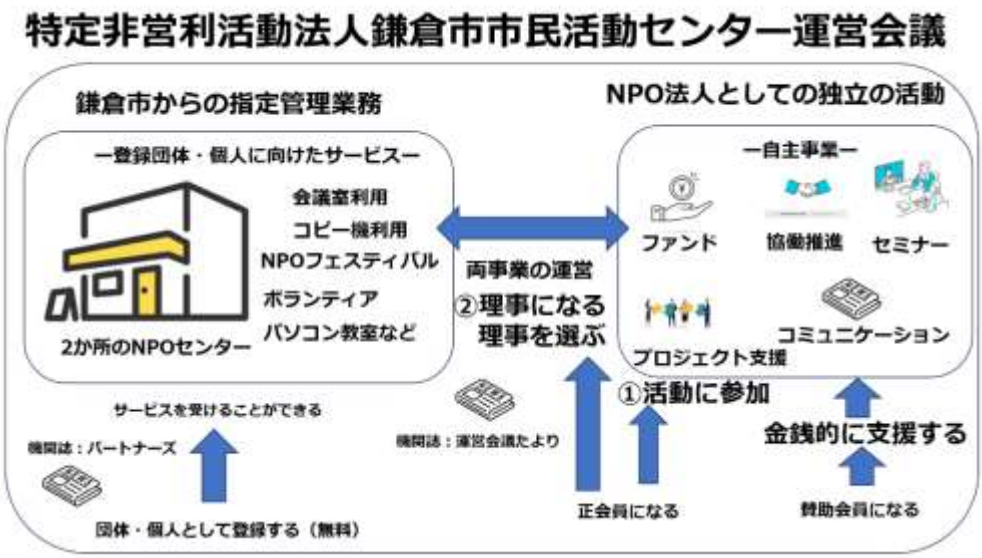
私たち、運営会議は鎌倉市からの指定管理（契約）を受けて、ということは市の予算の中で、鎌倉と大船の２か所の NPO センターの運営管理を行っています。NPO センターの運営管理は、定款第５条に定められた事業のうちの一つではありますが、主たる業務です。運営会議の業務はそれだけではなく、市の予算とは別に、皆様からの会員収入や一部事業収入により定款に定めた非営利事業を営んでいます。これを自主事業と呼んでいます。次ページの図で左半分が市の予算で行う指定管理事業、右半分が会員収入や寄附金などを原資とする自主事業です。

NPO センターのサービスを受けるためには、市民活動をしている団体、あるいは個人が登録を申し込み受理されれば OK です。登録、利用は特定のサービスを除き無料です。また、この NPO センターの指定管理業務の実質的な運営は、雇用契約により非常勤職員が担っています。

正会員の皆様には、ぜひ運営会議の自主事業に参加いただきたいと思います。正会員は、運営会議の総会に出席し理事を選ぶ、あるいはご自身が理事になって運営会議の事業推進の意思決定に参加することができます。

運営会議の活動や意思決定に参加はできないが、“NPO 活動を支援する中間支援組織”という活動への理解・賛同が得られにくい立ち位置の NPO 法人に存在意義を見出し、金銭的に支援するよ“、という方には「賛助会員」になっていただきたいと思います。　（理事長　小島政行）

■鎌倉市市民活動センター運営会議（以下、運営会議）は、
市民活動の支援を目的とする中間支援組織です
■運営会議は、NPO センター鎌倉・大船2館の指定管理者です
■鎌倉における市民活動の活性化と自立を支援し、共に豊かな地域社会をめざします



左半分 NPO センターの事業に関する機関誌が「パートナーズ」、
運営会議の機能や活動をおしらせする機関誌がこの「運営会議たより」です。

＜運営会議の事業方針　「協働に関する指針」＞

運営会議は、魅力と活力にあふれた街づくりのために、市民活動の活性化とすそ野の広がりを支援する中間支援組織です。鎌倉市が制定した「つながる鎌倉」条例にそって、つながることすなわち「協働」を強く推進しています。

やみくもに「協働だ！協働だ！」と叫んでいるわけではなく、一つの指針に従って中長期のビジョンの中、協働を進めています。その方針はどこにあるのか？それは、鎌倉市が 2020 年 8 月に発行した「市民活動と協働を推進するための指針」（～つながる鎌倉条例の目的の実現に向けて～）、にあります。

この指針の中（ページ 10、（４）中間支援組織の役割）に、「鎌倉市市民活動センターの役割」が書かれています。

市民活動と協働を推進するための指針

～つながる鎌倉条例の目的の実現に向けて～

令和２年（2020 年）８月
鎌 倉 市

（４）中間支援組織の役割

市民活動団体等が事業を始めるにあたり、市民活動や協働を円滑に進めるためには、市民等や市民活動団体等への情報提供や各種相談、調整などを行う中間支援組織の力が必要で、中間支援組織自らの活動の質を高め、組織が充実していくことが求められています。

そのため、中間支援組織は、市、市民等及び市民活動団体等の間に立ち、市民活動の推進のために、市民活動団体等の自立や課題解決のための情報及び技術の提供などを行うとともに、ネットワークの構築とその推進を図るよう努めるものとします。

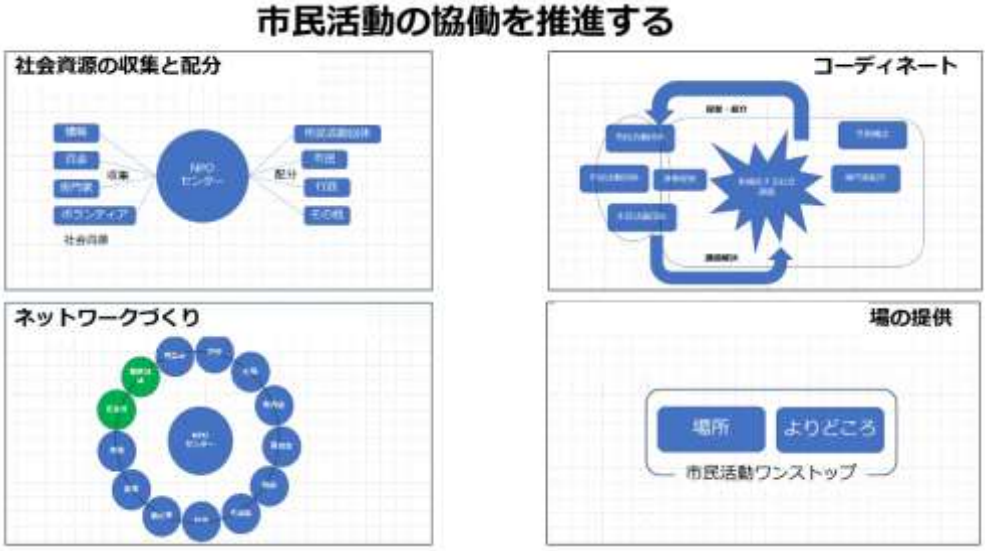
特に、鎌倉市市民活動センターは市民活動や協働を活性化するうえで、重要な役割を果たすことから、その役割について次のとおり示します。

鎌倉市市民活動センターの役割

市が指定管理者制度により運営している組織であり、市民活動に関する情報の収集・発信や相談の窓口、会議や印刷物・資料を作成する場、情報交換の場などを提供しています。

地域の活性化や社会課題、地域課題の解決のために、これまでの役割に加え、次に掲げる視点に立ち、市民活動の推進のために役割を果たすよう努めるものとします。

そこには、図に示した４つの役割が書かれています。
この一つ一つを着実に進めるのが、運営会議に果たされた役割です。長い経験と新しい技術、ツールの導入により実現していきたいと考えています。



＜総会の報告＞

去る令和６年５月 25 日、大路ビルにおいて第 25 回総会が開かれました。



その結果をお知らせします。

1 号議案　2023 年度活動報告　賛成多数で可決
2 号議案　2023 年度決算　賛成多数で可決
3 号議案　2024 年度活動計画　賛成多数で可決
4 号議案　2024 年度予算　賛成多数で可決
5 号議案　定款第 14 条（選任等）を改定する件　賛成が過半数に満たなく否決
6 号議案　役員改選　　次の理事と監事が信任されました。
信任された理事
小島政行氏、中川麻希子氏、雨宮正明氏、佐野箇美氏、深尾愛二郎氏
信任された監事
宇治香氏、望月高明氏

理事長と副理事長
総会での信任を得て、５月 27 日に理事会が開かれ、理事長と副理事長が選任されました。
理事長　小島政行氏
副理事長　中川麻希子氏
なお、同理事会において深尾理事の辞任申し出が受理されました。

2023 年度までの理事、石川勝巳氏、入江麻理子氏、志倉知也氏、渡邉敦氏、西畑直樹氏、望月高明氏、八木正氏の７名と監事、岡田龍子氏、那須修氏に、ここまでの活躍に感謝の意を表します。

＜お知らせ＞

■正会員全員会議の開催について

令和６年度の第１回目の正会員全員会議を開催します。総会時に十分なご発言時間がとれなかったことから、正会員のざっくばらんな意見交換の場としていただきたく、例年より早い時期の開催となります。この日までには役員補欠選挙が終了して役員の新体制も整っている予定ですので、前年度までの理事への労いのお言葉、新体制への叱咤激励も頂戴したいところです。新会員の方も、今回は、正真正銘の交流の場となりますので安心してお越しください。

・日　時：令和６年８月３日（土）14 時～16 時
・会　場：大路ビル３階会議室 C1、C2（鎌倉市小町２丁目 12－35）
・持ち物：**一品持ち寄り**　※食べ物。賞味期限内のものでお願いします。
※会議形式ではなく、（なんちゃって）パーティー形式でのお茶会予定です。
茶菓は少々ご用意しますが、**一品持ち寄り**へご協力をお願いします。

■「正会員のための正会員による」運営会議たより

次号からは、運営会議たよりを「正会員のための正会員による」紙面構成、編集体制にシフトさせていきたいと思います。機会を見て、皆様からの投稿を募る、あるいは編集委員としての参画をお願いしたいと思います。その際にはよろしくお願いします。

■新たな指定管理を

運営会議は、市内２か所の NPO センターの管理運営を鎌倉市から指定管理事業として請け負っていますが、その契約が 2025 年３月 31 日で切れます。2025 年４月１日から新たな指定管理期間になります。
これを受託するための「指定管理更新対策委員会」を発足させます。非常にタイトなスケジュールの中、皆様のお力、アイデアを借りながら、全力投球したいと思います。



会　員　募　集

運営会議は会員によって支えられています
入会随時です。

〈会費〉
正 会 員　　個人正会員　2,000 円
賛助会員
　個人 1,000 円、２口以上
　団体 1,000 円、３口以上
正会員数　　128 名
賛助会員数　　15名
賛助団体数　168団体　（６月現在）

鎌倉市市民活動センター運営会議は
「認定 NPO 法人」格を取得しています

寄付金控除の詳細は
こちらから

“あなたのご寄附が、
鎌倉の街を元気にします”

ご寄附いただいた場合、「寄附金控除」制度が適用され、確定申告で税金の還付が受けられます
お問い合わせは運営会議事務局まで！！